

広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務
民間競争入札実施要項（案）

警察庁 交通局 交通規制課

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、警察庁は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務（以下「対象業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項

(1) 広域交通管制システムの概要

対象業務で更新整備する広域交通管制システムは、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を教訓として、警察庁において人手を介さずに的確な交通情報を把握することを目的として平成12年度に整備したものであり、平成14年度に交通情報検証システムを追加機能として整備するとともに、平成17年及び18年に他システムとの連携及びネットワーク改修を実施した。

警察庁では、同システムを活用して、都道府県警察の交通管制システムから、交通監視画像、渋滞情報、所要時間情報、交通量等のデータを集約し、災害発生時や大規模警備実施時等に関連道路網の交通流、交通規制等を把握し、関係する都道府県警察に対する交通規制等に関する指示・指導を行うとともに、特定交通情報提供事業者（道路交通法に基づき、国家公安委員会に届け出て、交通渋滞や旅行時間の予測情報を提供している民間事業者をいう。）が、不正確・不適切な予測情報の提供により、道路における交通の危険又は混雑が生じさせることのないよう、これらの事業者が提供している予測情報の検証を行っている。

(2) 対象業務の詳細な内容

対象業務を実施する民間事業者（以下「対象業務実施民間事業者」という。）が行う業務の内容は以下のとおりである。

平成23年度に、新たに整備する広域交通管制システム（以下「新システム」という。）の機器の納入を行い、平成24年度に、納入した機器の設置及び現在使用している広域

交通管制システム（以下「現システム」という。）の撤去工事を行う。広域交通管制システムの更新整備は、「広域交通管制システム仕様書」（別添１）及び「広域交通管制システム工事仕様書」（別添２）を基本とする。

新システムの運用開始後から平成33年２月までの間、新システムの維持管理を行う。新システムの維持管理は、「広域交通管制システム維持管理仕様書」（別添３）を基本とする。

ア 新システムの機器の納入

新システムは、次に示す各機器により構成するものとし、その仕様は、「広域交通管制システム仕様書」（別添１）に示す設計条件、構成及び構造並びに機能及び性能の要求要件を満たすこと。仕様書中の別途指示事項については、所定の手続きの上資料を閲覧できる。

(ア) 映像サブシステム

a 大型ディスプレイ	3式
b 映像情報収集配信装置	1式
c RGB分配器	1式
d 映像伝送装置	145式
e LANシリアル変換器	2式

(イ) 交通情報サブシステム

a 交通情報・VICS符号情報収集装置	1式
b 交通情報データベース提供装置	50式
c 交通情報データベース提供装置	1式
d レイヤ3スイッチ	52式
e レイヤ3スイッチ	3式
f 交通情報端末装置	9式
g 印字装置	1式

(ウ) セキュリティサブシステム

a ネットワーク監視装置	1式
b ファイアウォール	1式
c ファイアウォール	51式
d スイッチングハブ	1式

イ 設置工事等

納入した機器の設置、現システムから新システムへの切替え及び現システムの撤去について次のとおり実施すること。

(ア) 体制

- a 工事着手の前に、工事従事者名簿及び施工体制表を警察庁に提出し、警察庁

の承認を得る。

b 工事中は工事場所に現場代理人を置き、作業の工程管理及び安全管理を行う。

(イ) 設置工事

a 機器は、それぞれ適正な工法により設置する。

b 機器を設置するに当たり、既設機器を移設する場合は、警察庁担当官の指示により行う。

c 大型ディスプレイ及びラックを設置する場合は、取付金具をアンカーボルトで床面に固定するなど強固に固定する。

d 機器をラックに装着する場合は、保守点検作業を考慮した装着を行うこととし、事前にラック装着図を警察庁に提出し承認を得る。

e 警察庁が官給する現システムのデータベースのデータを新システムへ移行する。

f 設定情報及びIPアドレスの入力を行う。

g 電源ケーブル及び通信ケーブルを布設する場合は、ケーブルの被覆を損傷しないように布設し、ケーブルの両端には、接続機器名を記した線名札を取付ける。

(ウ) 試験

a 新システムの設置後に、単体動作試験を行う。

b 新システムへの切替え前には、一時的に現システムから新システムへ切替え総合動作試験を行う。総合動作試験を実施する際は、各装置のセキュリティを確保した上実施する。

(I) 撤去工事

a 現システムの機器及び付帯するケーブル及びラック等を撤去する。撤去は新システムへの切替え完了後に、警察庁の承認を得て行う。

b 機器等の撤去後、必要な補修を行う。

c 電磁的記録物を廃棄する場合は、警察庁担当官立会いの下、記録されているデータを確実に消去又は電磁的記録物を物理的に破壊する。

(オ) 搬出

a 撤去した機器等を搬出し処分する施設へ運搬する。

b 撤去した機器等は、廃棄物処理法その他関係法令に定めるところにより、適正に処分し、産業廃棄物管理票を警察庁に提出する。

(カ) 検査

a 設置状況及び施工状況について検査を行うものとする。

b 検査は、工事場所において、警察庁検査官又は警察庁が指定する検査官が立会いの上行う。

- c 検査に必要な機器は、対象業務実施民間事業者が準備する。
- d 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官又は警察庁が指定する検査官の指示に従う。

ウ 維持管理

導入するシステムが安定稼働するよう予防保全を基調とした期間中のり障時間の短縮及び運用支援による利便性・操作性の向上を目的とした次のサービスを実施すること。

(ア) 障害等への対応

- a 24時間体制（休日を含む。）の障害受付窓口を設置する。
- b 警察庁から障害発生に伴う技術者の派遣要請があった場合には、警察庁の執務時間内（平日9:30～18:15）に、当該機器設置場所へ担当者を派遣し、障害の復旧作業に当たる。
- c 障害は、速やかに復旧させるよう努めることとし、復旧に必要な交換用部品を準備しておく。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。
- d ウイルス対策ソフトウェア等の情報セキュリティ対策を行う。
- e 対象業務実施民間事業者は、前記 a～d を実施するため必要な体制を確保する。

(イ) 定期点検

次の表に示す定期点検及び更新を実施する。ただし、詳細な実施事項については、警察庁と別途協議の上決定するものとする。

定期点検及び更新を実施するにあたり、必要なものについては、対象業務実施民間事業者が準備をする。

定期点検項目	実施期間
ログのバックアップ	月1回（ログの保存期間中）
ウイルス対策ソフトウェア等のパターンファイルの更新	
システムフルバックアップ	年1回（地図の更新時期に同期）
地図の更新	
外観確認・清掃点検・動作試験	
電源部、ハードディスク等の部品交換	適宜（システムの安定稼働を保証する期間中）

(ウ) 運用支援

- a 更新整備完了後及び平成25年度以降毎年4月には、警察庁の運用者への機器

操作教養を行う。

- b 機器操作の問合せに対応することとし、必要な場合は、技術者を警察庁へ派遣し対応する。

(I) その他

- a バックアップ媒体、プリンタ用トナー、プリンタ用紙その他消耗品は、対象業務実施民間事業者が準備する。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。
- b ソフトウェアのバグ改修及びリビジョンアップを行う。
- c 警察庁からの要請を受け、交通情報端末装置の同一室内の移設作業を行う。

(3) 確保されるべき対象業務の質

- ア 納入約1年後に実施する新システムの運用容易性に係る警察庁の運用者を対象に実施するアンケート(別添6)において、70%以上の者から全ての項目で「満足」「やや満足」の回答を得ること。70%に満たなかった場合は、運用支援等の改善提案を提出し、警察庁の承認を得た上で改善を行うこと。
- イ 障害対応窓口において、対応しなかった件数が0件であること。
- ウ 警察庁の要請に基づき保守員を派遣し、必要な対応ができなかった件数が0件であること。
- エ 維持管理の不備に起因したシステムの機能停止、蓄積データの消失等の発生件数が0件であること。

(4) 対象業務の質が確保されない場合の措置

警察庁は、対象業務の質の確保がなされていないと認めるきは、対象業務実施民間事業者に対し速やかに業務改善書を提出させるものとする。対象業務実施民間事業者は速やかに業務改善書を提出し、警察庁の承認を得た上で改善を行うこと。

(5) 委託費

ア 機器の納入

機器の納入が完了し、警察庁の行う検査に合格した後、支払請求書に基づきその対価を支払う。

イ 設置工事等

設置工事等が完了し、警察庁の行う検査に合格した後、支払請求書に基づきその対価を支払う。

ウ 維持管理

警察庁は、監督の実施及び第8項(1)ア(ウ)に示す提出書類等により、業務の質の確保の状況を確認した上で委託費を支払う。

障害の発生において、障害の原因が維持管理の不備に起因することが明らかになったときは、委託費の支払いは次式により算出した額とする。

月額委託費 × $\frac{1}{\text{当該月の暦日数}}$ (円未満切り捨て) × 正常稼働日数

(正常稼働日とは、維持管理の不備に起因する障害による影響を受けなかった日をいう。)

委託費の支払いに当たっては、対象業務実施民間事業者は当月分の業務完了後、月間報告書の提出及び当該月分の支払い請求を行い、警察庁は、これを受領した日から30日以内に対象業務実施民間事業者に支払うものとする。

3 実施期間に関する事項

(1) 機器の納入

平成23年度末

(2) 設置工事等

ア 設置工事

平成24年4月から平成24年6月まで

イ 撤去工事

平成24年7月から平成24年8月まで

(3) 維持管理

平成24年7月から平成33年2月まで

4 入札参加資格に関する事項

(1) 単独に対象業務が行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業者(対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業者を結成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業者の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

なお、共同事業者の代表者及び構成員は、共同事業者の結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。

(2) 次のすべての要件を満たすこと。

ア 法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。

イ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。

ウ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 入札時まで平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造又は物品の販売及び役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁長官官房会計課調達係

電話番号 03-3581-0141（代表）

オ 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

ア 入札公告	平成23年8月初旬頃
イ 入札説明	平成23年8月中旬頃
ウ 入札説明後の質問	平成23年8月下旬頃
エ 入札書類の提出期限	平成23年10月初旬頃
オ 入札書類の評価	平成23年10月中旬頃
カ 開札	平成23年10月下旬頃
キ 契約の締結	平成23年11月初旬頃

(2) 入札書類

ア 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次のものを提出すること。

(ア) 対象業務に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）

なお、入札金額は、対象業務に要する一切の費用（輸送費、保険料等の諸経費を含む。）を見積もり、見積もった金額の105分の100に相当する金額とすること。

(イ) 総合評価のための対象業務の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）

なお、様式は「総合評価基準」（別添5）の書式に基づき作成すること。

(ウ) 法第15条において準用する法第10号各号に規定する欠格事由のうち、第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定（以下「暴力団排除条項」と

いう。)の審査に必要な書類

(I) 暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面

イ 開札にあたっての留意事項

(ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、その代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(ウ) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(エ) 入札参加者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむをえない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 対象業務実施民間事業者を決定するための評価の基準その他の対象業務実施民間事業者の決定に関する事項

(1) 評価項目等の設定

対象業務実施民間事業者の決定は、総合評価方式によるものとし、提出された企画書の内容が対象業務の目的に合致しており実行可能であるか(必須項目)、創意工夫が図られ効果的なものであるか(加点項目)について、警察庁が設ける本業務に関して利害関係を有しない者で構成する総合評価作業委員会において審査を行うものとする。

ア 必須項目

必須項目は、「広域交通管制システム仕様書」(別添1)、「広域交通管制システム工事仕様書」(別添2)及び「広域交通管制システム維持管理仕様書」(別添3)に示した要求要件について審査する。全ての項目について満たしている場合は合格とし基礎点を与え、1つでも満たしていない場合は不合格とする。

なお、基礎点の配点は100点とする。

イ 加点項目

必須項目の審査において、合格とされた入札参加者に対して、次の加点項目の審査を行う。

なお、加点は10点の範囲内とする。

(ア) 機能・性能に関する事項

(イ) 技術能力等に関する事項

(ウ) 信頼性及びアフターサービスに関する事項

(2) 評価方法

必須項目の審査によって得られた基礎点と加点項目の審査で得られた加算点を加点し、入札価格（予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を評価点とし、入札参加者の中で最も高い1者を対象業務実施民間事業者として決定するものとする。

ただし、対象業務実施民間事業者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、前記の評価点の最も高い者を対象業務実施民間事業者として決定することがある。

なお、落札結果において、1位が2者以上いた場合については、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて対象業務実施民間事業者1者を決定するものとする。

この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない警察庁の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 対象業務実施民間事業者の決定等の公表

警察庁は、対象業務実施民間事業者が決定したときは、遅滞なく、対象業務実施民間事業者の氏名又は名称、落札金額、対象業務実施民間事業者の決定理由及び業務の具体的な内容に関する事項について公表するものとする。

(4) 対象業務実施民間事業者が決定しなかった場合の取扱い

ア 初回の入札において必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札がない場合には、直ちに再度の入札を行うものとする。

イ 初回の入札において入札参加者がいなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がいなかった場合、又は再度の入札を行っても、なお、対象業務実施民間事業者が決定しなかった場合には、総合評価基準等の入札条件の見直しを行い、再度の公告と入札を行うものとする。

7 対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

警察庁は、対象業務に関して、以下の情報について別添4のとおり開示する。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設・設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

- 8 対象業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり、警察庁長官に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により対象業務実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- (1) 報告等

ア 対象業務実施民間事業者は、次に定める書類を提出し、必要なものは承認を受けること。

(ア) システム関係

提出書類	提出期限
システム設計書	契約後、製造着手前までに提出

警察庁の承認が必要

(イ) 工事関係

提出書類	提出期限
工事従事者名簿()	契約後、着工前までに提出
施工体制表(安全計画含む。)()	同上
実施工程表()	同上
工事承認図()	同上
週間作業予定	前週の最終作業日
作業報告(日報)	翌日(翌日が週休日又は休日の場合はその翌日)
完成図書	工事完了後、検査までに提出
工事写真	同上
操作マニュアル	同上
保守マニュアル	同上
産業廃棄物管理票	同上

警察庁の承認が必要なもの。

(ウ) 維持管理関係

提出書類	提出期限
維持管理業務計画書	平成24年3月30日(変更は随時)
従事者名簿(平成 年度)	毎年3月31日までに翌年分を提出
年間計画書(平成__年度)	毎年3月31日までに翌年度分を提出
障害連絡体制表	平成24年3月30日(変更は随時)
教養実施結果報告書	教養実施後10日以内
年間報告書(平成__年度)	毎年4月30日までに前年度分を提出
月間報告書(平成__年__月)	毎月10日までに前月分を提出
障害報告書(No. __)	障害復旧後速やかに提出
維持管理業務報告書	平成27年3月31日及び平成30年9月28日

イ 警察庁は、対象業務実施民間事業者による対象業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該対象業務実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

ウ 前記ア及びイにおける対象業務実施民間事業者の実施に関して、虚偽の報告した者、警察庁からの指示に違反した者などについては、法第55条及び法第56条の罰則が適用される。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 対象業務実施民間事業者は、対象業務に関して知り得た警察庁及び都道府県警察の情報についても適切な管理をしなければならない。

イ 対象業務に従事している者又は従事していた者は対象業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条の罰則が適用される。

ウ 対象業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(3) 再委託

ア 対象業務実施民間事業者は、警察庁から委託を受けた対象業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

イ 対象業務実施民間事業者は、対象業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ企画書において、再委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他対象業務の方法について記載しなければならない。

ウ 対象業務実施民間事業者は、委託契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、委託先・委託金額を明らかにした上で警察庁の承認を得ること。

エ 対象業務実施民間事業者は、前記イ及びウにより再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収すること。

オ 再委託先は、前記(2)について、対象業務実施民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(4) 契約の変更及び解除

ア 警察庁及び対象業務実施民間事業者は、対象業務の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

イ 警察庁は、対象業務実施民間事業者が次のいずれかに該当するときは、当該対象業務実施民間事業者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約の解除若しくは変更することができる。

なお、前記理由により警察庁が契約を解除したときは、対象業務実施民間事業者

は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額(対象業務の実施分を除く)を警察庁に納付するとともに、警察庁との協議に基づき、対象業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

(ア) 偽りその他不正の行為により対象業務実施民間事業者となったとき。

(イ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条(第11条を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

(ウ) 対象業務について警察庁の改善指示に対する対策を実施できなかったとき、又は対策を実施することができないことが明らかになったとき。

(エ) 前記(ウ)に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(オ) 法又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(カ) 法又は契約に基づく指示に違反したとき。

(キ) 対象業務実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその被雇用者その他対象業務に従事する者が、法又は契約に違反して、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(ク) 再委託先が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から受けたとき。

(ケ) 対象業務実施民間事業者が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

(コ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

9 対象業務実施民間事業者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該対象業務実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規程により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項

(1) 対象業務実施民間事業者は、対象業務を実施するに当たり、対象業務実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、役員)又はその被雇用者その他の当該事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対する賠償の責に任ずるものとする。

この場合において、当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存在するときは、対象業務実施民間事業者は、警察庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができるものとする。

また、警察庁が当該第三者に対する賠償を行ったとき、対象業務実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存ずる場合は、警察庁が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができるものとする。

- (2) 対象業務実施民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、警察庁に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として警察庁に支払わなければならない。
- (3) 対象業務実施民間事業者の故意又は重大な過失によって、警察庁の物品等に損害を与えたときは、当該民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償として警察庁に支払わなければならない。

10 対象業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査の時期

平成27年4月から平成27年5月まで及び平成30年10月から平成30年12月までの間

(2) 調査方法等

ア 対象業務実施民間事業者は、平成27年3月下旬及び平成30年9月下旬に、対象業務において整備した広域交通管制システム稼働履歴（障害履歴等）、今後の稼働予想、保守用物品の供給の可否等対象業務の実施状況について警察庁に報告すること。

イ 警察庁は、対象業務実施民間事業者からの報告を受け、対象業務の実施状況に関する評価が的確に実施されるように調査を行うものとする。

11 その他

- (1) 対象業務実施民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院の検査が必要と認められるときは、同法第25条及び法第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は警察庁を通じて、資料、報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- (2) 対象業務実施民間事業者は、法第45条により、官民競争入札等監理委員会から報告又は資料の提出を求められることがある。
- (3) 警察庁は、対象業務実施民間事業者の対象業務の実施状況について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに公表する。

資 料 目 次

- 別添 1 広域交通管制システム仕様書
- 別添 2 広域交通管制システム工事仕様書
- 別添 3 広域交通管制システム維持管理仕様書
- 別添 4 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別添 5 総合評価基準
- 別添 6 警察庁職員に対するアンケート

別添 1、別添 5 の「【必須項目】システム仕様」は、入札公告期間中において警察庁にて閲覧できます。

【問い合わせ先】

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

警察庁交通局交通規制課交通情報係

電話番号 03-3581-0141（代表） 内線5215、5216

別添 1 は、入札公告期間中において警察庁にて閲覧できます。

【問い合わせ先】

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

警察庁交通局交通規制課交通情報係

電話番号 03-3581-0141 (代表) 内線5215、5216

広域交通管制システム工事仕様書

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、現在運用中の広域交通管制システムを撤去し、「広域交通管制システム仕様書」(警通仕施第28号平成23年7月26日制定。以下同じ。)によって調達した機器を新たに設置する工事(以下「本業務」という。)に適用する。

1.2 工事場所

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 警察庁 他51箇所(別表1のとおり)

1.3 用語の意味

1.3.1 ITV設定情報

交通情報端末装置で設定した、ITVカメラの位置、名称及びアイコンの形状の情報をいう。

1.3.2 検索エンジン

コンピュータウイルス(以下「ウイルス」という。)を検知するための検索プログラムをいう。

1.3.3 パターンファイル

検索エンジンが、ウイルスを検出する際に使用するウイルスの特徴を収録したファイルをいう。

1.3.4 単体動作試験

機器を設置後、他機器と接続する前に、機器単体で電氣的な動作試験を行うことをいう。

1.3.5 総合動作試験

単体動作試験の正常動作が確認できた後、全ての機器を接続しソフトウェアの動作試験を行うことをいう。

1.3.6 電磁的記録物

機器に組み込まれたハードディスク並びにデータのバックアップで使用した磁気テープ及び光磁気ディスク等電磁的に記録されたものをいう。

1.3.7 産業廃棄物管理票

産業廃棄物の委託処理における排出事業者の明確化と不法投棄の未然防止のために産業廃棄物と一緒に流通させる管理票をいう。

1.4 関連仕様書

「広域交通管制システム仕様書」

2 本業務

2.1 体制

2.1.1 契約請負者は工事着手の前に、工事従事者名簿及び施工体制表を警察庁に提出し、承認を得ること。

2.1.2 工事中は工事場所に現場代理人を置き、作業の工程管理及び安全管理を行うこと。

2.2 設置工事

2.2.1 工事場所において、設置機器一覧表（別表2）に示す機器をそれぞれ適正な工法により設置すること。

2.2.2 機器を設置するに当たり、既設機器を移設する場合は、警察庁担当官（以下「担当官」という。）の指示により行うこと。

2.2.3 大型ディスプレイ及びラックを設置する場合は、取付金具をアンカーボルトで床面に固定するなど強固に固定すること。

2.2.4 機器をラックに装着する場合は、保守点検作業を考慮した装着を行うこととし、事前にラック装着図を警察庁に提出し承認を得ること。

2.2.5 交通情報・VICS符号情報収集装置のディスクアレイ部へ警察庁が官給するデータベースのデータを移行すること。

なお、移行の詳細については、警察庁が別途指示する。

移行データの形式はテキストデータ、容量は概ね3Tバイトであり、データはHDDに保存して官給するので、契約請負者は所要のHDDを準備すること。

2.2.6 ITVカメラ設定情報の設定を行うこと。

なお、設定の対象となるITVカメラは1947箇所とし、ITVカメラの位置及び名称については、警察庁が別途指示する。

2.2.7 2.3.2の総合試験を実施する際は、映像情報収集配信装置、交通情報・VICS符号情報収集装置、ネットワーク監視装置、交通情報データベース提供装置、交通情報端末装置に最新の検索エンジン及びパターンファイルを、ファイアウォール及びファイアウォールに最新のシグネチャを登録すること。

2.2.8 新たに設置した広域交通管制システム（以下「新システム」という。）の各装置にIPアドレスを設定すること。

なお、各装置に設定するIPアドレスは、警察庁が別途指示する。

2.2.9 電源ケーブル及び通信ケーブルを布設する場合は、ケーブルの被覆を損傷しないように布設し、ケーブルの両端には、接続機器名を記した線名札を取付けること。

2.2.10 運用中の広域交通管制システム（以下「現システム」という。）から新システムへの切り替えは、新システムの総合動作試験終了後に行うこと。

なお、切り替え手順については、警察庁が別途指示する。

2.3 試験

2.3.1 新システムの設置後には、単体動作試験を行うこと。

なお、単体動作試験の結果は取りまとめの上、速やかに警察庁へ報告すること。

2.3.2 新システムへの切り替え前には、一時的に現システムから新システムへ切り替え総合動作試験を行うこと。

なお、総合動作試験の実施については、警察庁が別途指示する。

2.4 撤去工事

2.4.1 工事場所において、撤去機器一覧表（別表3）に示す機器及び付帯するケーブル及びラック等を撤去すること。ただし、撤去は新システムへの切り替え完

了後に、警察庁の承認を得て行うこと。

2.4.2 機器等の撤去後、必要な補修を行うこと。

2.4.3 電磁的記録物を廃棄する場合は、担当官立会いの下、記録されているデータを確実に消去（この場合のデータ消去とは、NSA方式、NATO方式、DoD方式又はGutmann方式に準じたパターンで上書きすること。）又は電磁的記録物を物理的に破壊すること。

2.5 搬出

2.5.1 撤去機器一覧表（別表3）に示す機器を撤去後、当該機器を搬出し処分する施設へ運搬すること。

2.5.2 撤去した機器等は、廃棄物処理法その他関係法令に定めるところにより、適正に処分し、産業廃棄物管理票を警察庁に提出すること。

2.6 検査

2.6.1 工事完了後に設置状況及び施工状況について検査を行うものとする。

2.6.2 検査は、工事場所において、警察庁検査官又は警察庁が指定する検査官（以下「検査官」という。）が立会いの上行う。

2.6.3 検査に必要な機器は、契約請負者が準備すること。

2.6.4 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査官の指示に従うこと。

2.7 提出書類

契約請負者は、表-1に示す提出書類をそれぞれ定められた提出期限までに提出すること。ただし、各提出書類の様式は、警察庁と別途協議の上決定するものとする。

表-1 提出書類

提出書類	提出期限
工事従事者名簿（ ）	契約後、着工前までに提出
施工体制表（安全計画含む。）（ ）	同上
実施工程表（ ）	同上
工事承認図（ ）	同上
週間作業予定	前週の最終作業日
作業報告（日報）	翌日（翌日が週休日又は休日の場合はその翌日）
完成図書	工事完了後、検査までに提出
工事写真	同上
操作マニュアル	同上
保守マニュアル	同上
産業廃棄物管理票	同上

警察庁の承認が必要なもの。

3 留意事項

3.1 工事に関する事項

3.1.1 運用中の既設機器の動作に影響を与えないように十分注意すること。

- 3.1.2 機器の搬入、設置、撤去及び搬出を行う場合は、既存の施設、機器が汚損しないよう適切な養生を行うこと。
 - 3.1.3 本業務において、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに担当官に報告し契約請負者が修復すること。
 - 3.1.4 本業務は、担当官と十分打合せを行い、安全に配慮し実施すること。
 - 3.1.5 本業務において、作業員又は第三者に損害を与えた場合は、契約請負者が補償すること。
 - 3.1.6 本業務は、原則として警察庁及び都道府県警察の執務時間内とする。ただし、やむを得ず執務時間外に業務を行う場合は、事前に警察庁の承認を得て実施すること。
 - 3.1.7 本仕様書に規定されていない事項及び解釈に疑義のある事項については、警察庁の指示を受けること。
 - 3.1.8 工事承認函において、警察庁が既に承認した事項に変更が生じた場合は、警察庁の承認を得て工事承認函の変更訂正を行うこと。
 - 3.1.9 本業務を実施するときは、耐震対策を施すこと。
- 3.2 情報管理に関する事項
- 3.2.1 本業務により知り得た情報を、警察庁の許可無く第三者に提供してはならない。
 - 3.2.2 本業務により工事場所において出力又は複写した資料（外部記録媒体に記録されたデータを含む。以下同じ。）は、原則、庁舎外に持ち出してはならない。ただし、本業務を実施するために庁舎外に持ち出す必要が生じた場合は、資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び所在地を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得ること。
 - 3.2.3 3.2.2で警察庁の許可を受けて庁舎外に持ち出した資料及び本業務を実施するために作成した資料（以下「業務資料」という。）は、管理責任者を定め、施設設備のある国内の書庫で厳重に保管することとし、使用状況を記録した簿冊を備えつけること。

なお、保管場所及び簿冊の書式については、警察庁の承認を得ること。また、当該簿冊は、担当官の求めに応じて提示すること。
 - 3.2.4 業務資料が不要になった場合は、担当官の指示により返納又は消却（外部記録媒体に記録されたデータの消去は、2.4.3に準ずること。）の措置を適切に実施すること。

工事場所一覧 (1 / 2)

名 称	所 在 地
警 察 庁	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
北 海 道 警 察	北海道札幌市中央区北二条西7丁目
北海道警察(函館方面)	北海道函館市五稜郭町15番5号
北海道警察(旭川方面)	北海道旭川市六条通10丁目左10号
北海道警察(釧路方面)	北海道釧路市黒金町10丁目5番地
北海道警察(北見方面)	北海道北見市青葉町6番1号
青 森 県 警 察	青森県青森市中央三丁目20番12号
岩 手 県 警 察	岩手県盛岡市内丸三番40号
宮 城 県 警 察	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
秋 田 県 警 察	秋田県秋田市山王四丁目1番3号
山 形 県 警 察	山形県山形市松波二丁目8番1号
福 島 県 警 察	福島県福島市旭町7番21号
警 視 庁	東京都港区新橋六丁目18番8号
茨 城 県 警 察	茨城県水戸市笠原町978番6
栃 木 県 警 察	栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
群 馬 県 警 察	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
埼 玉 県 警 察	埼玉県さいたま市浦和区常磐四丁目11番21号
千 葉 県 警 察	千葉県千葉市中央区長洲一丁目9番1号
神 奈 川 県 警 察	神奈川県横浜市中区海岸通二丁目4番
新 潟 県 警 察	新潟県新潟市新光町4番地1
山 梨 県 警 察	山梨県甲府市中央一丁目10番1号
長 野 県 警 察	長野県長野市三輪一丁目6番15号
静 岡 県 警 察	静岡県静岡市葵区新通二丁目4番13号
富 山 県 警 察	富山県富山市新総曲輪1番7号
石 川 県 警 察	石川県金沢市鞍月一丁目1番地
福 井 県 警 察	福井県福井市大手三丁目17番1号
岐 阜 県 警 察	岐阜県岐阜市藪田二丁目1番1号
愛 知 県 警 察	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
三 重 県 警 察	三重県津市桜橋三丁目446番地の34

工事場所一覧 (2 / 2)

名 称	所 在 地
滋 賀 県 警 察	滋賀県大津市打出浜 1 番 1 0 号
京 都 府 警 察	京都府京都市上京区衣棚出水下ル常泉院町 1 2 8 番地
大 阪 府 警 察	大阪府大阪市中央区大手前三丁目 1 番 1 1 号
兵 庫 県 警 察	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 4 番 1 号
奈 良 県 警 察	奈良県奈良市柏木町 1 1 9 番 2 号
和 歌 山 県 警 察	和歌山県和歌山市西 4 6 番 1 号
鳥 取 県 警 察	鳥取県鳥取市東町一丁目 2 7 1 番地
島 根 県 警 察	島根県松江市殿町 8 番地 1
岡 山 県 警 察	岡山県岡山市北区いずみ町 1 1 番 1 号
広 島 県 警 察	広島県広島市中区基町 1 番 4 号
山 口 県 警 察	山口県山口市滝町 1 番 1 号
徳 島 県 警 察	徳島県徳島市万代町二丁目 5 番 1 号
香 川 県 警 察	香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
愛 媛 県 警 察	愛媛県松山市若草町 7 番地
高 知 県 警 察	高知県高知市丸の内二丁目 4 番 3 0 号
福 岡 県 警 察	福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号
佐 賀 県 警 察	佐賀県佐賀市松原一丁目 1 番 1 6 号
長 崎 県 警 察	長崎県長崎市万才町 4 番 8 号
熊 本 県 警 察	熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
大 分 県 警 察	大分県大分市荷揚町五丁目 6 番
宮 崎 県 警 察	宮崎県宮崎市旭一丁目 8 番 2 8 号
鹿 児 島 県 警 察	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号
沖 縄 県 警 察	沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号

設置機器一覧表

区分	品名	大型ディスプレイ	映像情報収集配信装置	RGB分配器	映像伝送装置	LANシリアル変換器	交通情報・VICS符号情報収集装置	交通情報データベース提供装置	交通情報データベース提供装置	レイヤ3スイッチ	レイヤ3スイッチ	交通情報端末装置	印字装置	ネットワーク監視装置	ファイアウォール	ファイアウォール	スイッチングハブ
警察庁		3	1	1			1			1	3	9	1	1	1		1
北海道	道本部				2			1		1							1
	函館				1			1		1							1
	旭川				2			1		1							1
	釧路				1			1		1							1
	北見				1			1		1							1
東北	青森				2			1		1							1
	岩手				2			1		1							1
	宮城				3			1		1							1
	秋田				3			1		1							1
	山形				1			1		1							1
福島				3			1		1							1	
警視庁				8			1		1								1
関東	茨城				3			1		1							1
	栃木				3			1		1							1
	群馬				3			1		1							1
	埼玉				7			1		1							1
	千葉				5			1		1							1
	神奈川				1	1		1		1							1
	新潟				3			1		1							1
	山梨				2			1		1							1
	長野				1			1		1							1
中部	静岡				4			1		1							1
	富山				2			1		1							1
	石川				2			1		1							1
	福井				2			1		1							1
	岐阜				4			1		1							1
	愛知				6			1		1							1
近畿	三重				3			1		1							1
	滋賀				2			1		1							1
	京都				5			1		1							1
	大阪				1	1		1		1							1
	兵庫				6			1		1							1
	奈良				3			1		1							1
中国	和歌山				4			1		1							1
	鳥取				1			1		1							1
	島根				1			1		1							1
	岡山				1			1		1							1
	広島				3				1	1							1
四国	山口				2			1		1							1
	徳島				2			1		1							1
	香川				2			1		1							1
	愛媛				2			1		1							1
九州	高知				2			1		1							1
	福岡				6			1		1							1
	佐賀				2			1		1							1
	長崎				4			1		1							1
	熊本				4			1		1							1
	大分				3			1		1							1
	宮崎				4			1		1							1
鹿児島				3			1		1							1	
沖縄				2			1		1							1	
合計		3	1	1	145	2	1	50	1	52	3	9	1	1	1	51	1

撤去機器一覽表

区分	品名	広域交通管制システム(1)	広域交通管制システム(2)	広域交通管制システム(3)	広域交通管制システム(4)	広域交通管制システム(5)	広域交通管制システム(6)	広域交通管制システム(7)	マルチディスプレイシステム(1)	広域交通管制システム改修用品(1)	広域交通管制システム改修用品(2)	広域交通管制システム改修用品(3)	広域交通管制システム改修用品(4)	広域交通管制システム改修用品(5)	交通情報検証システム(1)	交通情報検証システム(2)	交通情報検証システム(3)	交通情報検証システム(4)	交通情報検証システム(5)	L3スイッチ	L3スイッチ
北海道	道本部				1							1							1		1
	函館						1							1					1		1
	旭川						1							1					1		1
	釧路						1							1					1		1
東北	北見						1							1					1		1
	管区																				
	青森						1							1					1		1
	岩手						1							1					1		1
	宮城				1								1						1		1
	秋田						1							1					1		1
	山形						1							1					1		1
福島						1							1					1		1	
東京		1								1					1				1		1
関東	管区	1							1	1					1				1	1	
	茨城					1							1						1		1
	栃木					1							1						1		1
	群馬					1							1						1		1
	埼玉			1											1				1		1
	千葉				1									1					1		1
	神奈川			1									1						1		1
	新潟						1							1					1		1
	山梨						1							1					1		1
	長野							1						1					1		1
中部	静岡					1							1						1		1
	管区																				
	富山						1							1					1		1
	石川						1							1					1		1
	福井						1							1					1		1
	岐阜							1						1		1			1		1
近畿	愛知				1														1		1
	三重					1							1						1		1
	滋賀						1							1					1		1
	京都				1								1						1		1
	大阪			1											1				1		1
	兵庫				1										1				1		1
中国	奈良					1							1						1		1
	和歌山						1							1					1		1
	管区																				
	鳥取						1							1					1		1
	島根						1							1					1		1
	岡山					1								1					1		1
四国	広島				1								1						1		1
	山口					1								1					1		1
	管区																				
	徳島						1							1					1		1
	香川					1								1					1		1
	愛媛					1								1					1		1
九州	高知						1							1					1		1
	福岡				1														1		1
	佐賀						1							1					1		1
	長崎						1							1					1		1
	熊本					1								1					1		1
	大分						1							1					1		1
	宮崎							1						1			1		1		1
鹿児島													1					1		1	
沖縄													1					1		1	
合計		1	1	2	8	11	26	3	1	1	1	10	11	29	1	4	1	46	6	1	51

広域交通管制システム維持管理仕様書

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、「広域交通管制システム仕様書」(警通仕施第28号平成23年7月26日制定。以下同じ。)及び「広域交通管制システム工事仕様書」により整備された広域交通管制システムの維持管理業務(以下「本業務」という。)に適用する。

1.2 対象機器

本業務の対象とする機器は、「広域交通管制システム仕様書」に掲げる機器及び「広域交通管制システム工事仕様書」によって設置された電源ケーブル、通信ケーブルその他付帯品とする。

1.3 用語の意味

本仕様書で用いる主な用語の定義は、以下のとおりである。

1.3.1 検索エンジン

コンピュータウイルス(以下「ウイルス」という。)を検知するための検索プログラムをいう。

1.3.2 パターンファイル

検索エンジンが、ウイルスを検出する際に使用するウイルスの特徴を収録したファイルをいう。

1.3.3 ログのバックアップ

映像情報収集配信装置、交通情報・VICS符号情報収集装置、交通情報データベース提供装置、ネットワーク監視装置、ファイアウォール及びファイアウォールのHDDに記録された全てのログを外部記録媒体に保存することをいう。

1.3.4 システムフルバックアップ

映像情報収集配信装置、交通情報・VICS符号情報収集装置、交通情報データベース提供装置及びネットワーク監視装置のHDDに記録されたデータのうち、システムのリカバリに必要なOS、アプリケーション及びパッケージソフトウェアのデータを外部記録媒体に保存することをいう。

1.3.5 リビジョンアップ

ソフトウェアの比較的小規模な訂正又は修正で、製品名等の変更を伴わないものをいう。

1.4 関連仕様書

1.4.1 「広域交通管制システム仕様書」

1.4.2 「広域交通管制システム工事仕様書」

2 本業務

2.1 期間

本業務の実施期間は、更新整備完了後から平成33年2月28日までとする。

2.2 目的

本業務は、予防保全を基調とした期間中のり障時間の短縮及び運用支援による

利便性・操作性の向上を目的とする。

2.3 障害等への対応

2.3.1 24時間体制（休日を含む。）の障害受付窓口を設置すること。

2.3.2 警察庁から障害発生に伴う技術者の派遣要請があった場合には、警察庁の執務時間内（平日9:30～18:15）に、当該機器設置場所へ担当者を派遣し、障害の復旧作業に当たらせること。

なお、あらかじめ警察庁に担当者の氏名、生年月日等を記載した従事者名簿を提出し、承認を得ること。

2.3.3 障害は、速やかに復旧させるよう努めることとし、復旧に必要な交換用部品を準備しておくこと。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。

2.3.4 ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルを配布する企業からウイルス対策上重要な検索エンジン及びパターンファイルが配布された場合又は警察庁が検索エンジン及びパターンファイルの更新を指示した場合は、速やかに所要の措置を行うこと。

2.3.5 シグネチャを配布する企業からセキュリティ対策上重要なシグネチャが配布された場合又は警察庁がシグネチャの更新を指示した場合は、速やかにシグネチャの更新を行うこと。

2.3.6 契約請負者は、前記の2.3.1～2.3.5を実施するため必要な体制を確保すること。

2.4 定期点検等

契約請負者は、表 - 1 の定期点検及び更新を実施すること。ただし、詳細な実施事項については、警察庁と別途協議の上決定するものとする。

表 - 1 の定期点検及び更新を実施するにあたり、必要となるDAT、LTO、ウイルス対策ソフトウェアの検索エンジン及びパターンファイルの更新のためのファイル、シグネチャを更新するためのファイル、地図の更新のためのデータ、その他必要なものについては、契約請負者が準備すること。

表 - 1 定期点検・更新

定期点検項目	実施期間
ログのバックアップ	月1回（ログの保存期間中）
検索エンジン、パターンファイル及びシグネチャの更新	
システムフルバックアップ(注1)	年1回（地図の更新時期に同期）
地図の更新（注2）	
外観確認・清掃点検・動作試験	
電源部、ハードディスク等の部品交換	適宜（システムの安定稼働を保證する期間中）

（注1）システムフルバックアップを実施する際は、システムを停止して実施すること。

（注2）地図の更新は、「広域交通管制システム仕様書」4.2.5 交通情報端末装置の機能及び性能の地図欄に示す地図を対象とする。

2.5 運用支援

2.5.1 更新整備完了後及び平成25年度以降毎年4月には、警察庁の運用者への機器操作教養を行うこと。

(1) 教養実施場所 警察庁（合同庁舎2号館）

(2) 教養対象人数 概ね15人

(3) 教養実施時間 概ね2時間

2.5.2 機器操作の問合せに対応することとし、必要な場合は、技術者を警察庁へ派遣し対応すること。

2.6 計画

契約請負者は、警察庁と別途協議の上、表-2に示す計画書等をそれぞれ定められた提出期限までの警察庁の執務時間内に提出すること。

表-2 計画書等

計画書等名	提出期限
維持管理業務計画書	平成24年3月30日（変更は随時）
従事者名簿（平成___年度）	毎年3月31日までに翌年度分を提出
年間計画書（平成___年度）	毎年3月31日までに翌年度分を提出

2.7 報告

契約請負者は、表-3に示す報告書をそれぞれ定められた提出期限までの警察庁の執務時間内に提出すること。ただし、各報告書の様式は、警察庁と別途協議の上決定するものとする。

表-3 報告書

報告書名	提出期限
障害連絡体制表	平成24年3月30日（変更は随時）
教養実施結果報告書	教養実施後10日以内
年間報告書（平成___年度）	毎年4月30日までに前年度分を提出
月間報告書（平成___年__月）	毎月10日までに前月分を提出
障害報告書（No. ___）	障害復旧後速やかに提出
維持管理業務報告書	平成27年3月31日及び平成30年9月28日

2.8 その他

2.8.1 バックアップ媒体、プリンタ用トナー、プリンタ用紙その他消耗品は、契約請負者が準備すること。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。

2.8.2 ソフトウェアのバグ改修及びリビジョンアップを行うこと。

2.8.3 警察庁からの要請を受け、交通情報端末装置の同一室内の移設作業を行うこと。

なお、作業は警察庁の執務時間内とする。

2.8.4 本仕様書の内容に関する疑義及び本仕様書に記載されていない事項の実施については、警察庁と別途協議するものとする。

3 留意事項

3.1 情報管理に関する事項

3.1.1 本業務により知り得た情報を、警察庁の許可無く第三者に提供してはならない。

3.1.2 本業務により警察庁及び都道府県警察において出力又は複写した資料（外部記録媒体に記録されたデータを含む。以下同じ。）は、原則、庁舎外に持ち出してはならない。ただし、本業務を実施するために庁舎外に持ち出す必要が生じた場合は、資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び所在地を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得ること。

3.1.3 3.1.2で警察庁の許可を受けて庁舎外に持ち出した資料及び本業務を実施するために作成した資料（以下「業務資料」という。）は、管理責任者を定め、施錠設備のある国内の書庫で厳重に保管することとし、使用状況を記録した簿冊を備え付けすること。

なお、保管場所及び簿冊の書式については、警察庁の承認を得ること。また、当該簿冊は、担当官の求めに応じて提示すること。

3.1.4 業務資料が不要になった場合は、担当官の指示により返納又は消却（外部記録媒体に記録されたデータの消去は、NSA方式、NATO方式、DoD方式又はGutmann方式に準じたパターンで上書きすること。）の措置を適切に実施すること。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(広域交通管制システム)						
人件費	常勤職員					
	非常勤職員					
物件費		-	-	-	1,933	3,787
委託費等	委託費定額部分	52,484	63,000	63,000	39,581	39,480
	成果報酬等					
	旅費その他					
計(a)						
参考値	減価償却費					
	退職給付費用					
(b)	間接部門費					
(a) + (b)		52,484	63,000	63,000	41,514	43,267
(マルチディスプレイシステム)						
人件費	常勤職員					
	非常勤職員					
物件費		0	0	0	188	0
委託費等	委託費定額部分	2,654	2,573	2,573	2,573	2,573
	成果報酬等					
	旅費その他					
計(a)						
参考値	減価償却費					
	退職給付費用					
(b)	間接部門費					
(a) + (b)		2,654	2,573	2,573	2,761	2,573
(交通情報検証システム)						
人件費	常勤職員					
	非常勤職員					
物件費		0	0	11,396	3,131	2,495
委託費等	委託費定額部分	9,997	9,555	9,555	9,555	9,555
	成果報酬等					
	旅費その他					
計(a)						
参考値	減価償却費					
	退職給付費用					
(b)	間接部門費					
(a) + (b)		9,997	9,555	20,951	12,686	12,050

(注記事項)

(1) 3つのシステムのトータルコストは次のとおりである。(単位：千円)

H12年度	1,438,918 (広域交通管制システム、マルチディスプレイシステムの整備)
H13年度	0
H14年度	488,250 (交通情報検証システムの整備)
H15年度	0
H16年度	0
H17年度	90,300 (他システムとの連携)
H18年度	10,679 (ネットワーク改修)
H19年度	0
H20年度	0
H21年度	0
計	2,028,147

現システムのシステム設計書は、所定の手続きを経て閲覧できる。

(2) 委託費及び物件費

ア 広域交通管制システム

平成20年度までは障害復旧(部品等を交換し障害を完全に復旧させること。以下同じ)を保守委託の範囲内で行っていた。平成18年度と19、20年度の委託費の差は、18年度は障害の対応時間を平日9-17時、19、20年度は24時間対応としていたためである。平成21、22年度の委託費が減額となったのは、障害復旧を保守委託の範囲外としたためである。障害復旧費は物件費に計上している。

イ マルチディスプレイシステム及び交通情報検証システム

障害復旧は保守委託の範囲外であり、障害復旧費は物件費に計上している。物件費が計上されていない年度は、障害復旧の発注をしていないためである。

(3) 障害復旧の発注件数及び主な原因次のとおりである。

(単位：件)

	広域交通管制システム	マルチディスプレイシステム	交通情報検証システム
平成18年度	-	0	0
平成19年度	-	0	0
平成20年度	-	0	19
平成21年度	5	1	7
平成22年度	6	0	4

主な原因：ハードディスク不良(約39%)、電源部不良(約15%)、ディスプレイ不良(約13%)

(4) 現システムから新システムへのデータ移行について、現システムにおける移行作業は、平成24年度の保守契約で行う。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成20年度
(広域交通管制システム)					
常勤職員	-	-	-	-	-
非常勤職員	-	-	-	-	-
(マルチディスプレイシステム)					
常勤職員	-	-	-	-	-
非常勤職員	-	-	-	-	-
(交通情報検証システム)					
常勤職員	-	-	-	-	-
非常勤職員	-	-	-	-	-

入札対象である事業の全部を外部委託し実施しているため、記述事項無し。

保守員(広域交通管制システム)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度													292
定期	7	3	5	7	6	8	5	189	14	12	17	7	280
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成19年度													295
定期	1	1	3	23	7	5	201	5	13	7	12	5	283
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成20年度													284
定期	2	10	12	8	12	4	9	170	12	12	10	11	272
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成21年度													233
定期	3	9	1	1	5	5	7	179	4	1	5	1	221
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成22年度													227
定期	3	6	8	2	4	1	3	4	179	1	1	3	215
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

保守員(マルチディスプレイシステム)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度													14
定期	4			1							9		14
臨時													
平成19年度													15
定期		1			1			1			12		15
臨時													
平成20年度													14
定期			1			2			1			10	14
臨時													
平成21年度													17
定期		1		2	1	2			1			10	17
臨時													
平成22年度													13
定期			1			10		1				1	13
臨時													

保守員(交通情報検証システム)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度													51
定期	2	1	1	2	16	5	2	2	1	1	2	4	39
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成19年度													62
定期	1	3	2	7	3	15	5	1	1	4	3	5	50
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成20年度													61
定期	1	2	1	1	1	1	5	3	2	2	3	27	49
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成21年度													80
定期	8	5	13	5	5	3	4	15	1	1	1	7	68
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
平成22年度													62
定期	5	4	3	2	12	2	2	1	16	1	1	1	50
臨時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

定期保守：警察庁の要請による障害対応、定期点検、地図更新（マルチディスプレイシステムを除く）等

臨時保守：ソフトウェアのバージョンアップ作業等

（業務従事者に求められる知識・経験等）

ネットワーク、データベース、映像伝送技術に関する知識

（業務の繁閑の状況とその対応）

(1) 広域交通管制システムの整備には概ね6箇月間を要した。また、当該システムの維持管理に関しては、警察庁及び都道府県警察に設置した機器等の定期点検(年1回)に概ね1箇月間(1箇所当たり5人、1日)を要している。

(2) マルチディスプレイシステムの整備には概ね3箇月間を要した。また、当該システムの維持管理に関しては、警察庁に設置した機器等の定期点検(年1回)に概ね2日間(1日当たり5人)を要している。

(3) 交通情報検証システムの整備には概ね6箇月間を要した。また、当該システムの維持管理に関しては、警察庁に設置した機器等の定期点検(年1回)に概ね3日間(1日当たり5人)を要している。

各システムの定期点検の実施時期については、警察事象により契約請負者と協議し調整して実施している。

（注記事項）

3 従来の実施に要した施設及び設備（維持管理対象の主な装置等）

（広域交通管制システム）

警察庁	交通情報収集・配信装置(1式)、交通情報データベース収集装置(1式)、 画像情報収集・配信装置(1式)、認証サーバ(1式)、メールサーバ(1式)、 ファイアウォールサーバ(1式)、交通情報クライアント(25式)ほか
都道府県警察	交通情報データベース提供装置(51式[各1式])、 画像圧縮装置(102式[各2式])、ファイアウォール(51式[各1式])、 交通情報クライアント(51式[各1式])ほか

（マルチディスプレイシステム）

警察庁	マルチスクリーン(6式)、TVモニタ(6式)、ダブルビデオ(7式)、 画像合成装置(1式)、RGB分配器(12式)、書画カメラ(1式)、 ビデオテロップ(1式)ほか
-----	--

（交通情報検証システム）

警察庁	交通情報検証データベース装置(1式)、交通情報検証サーバ(1式)、 交通情報検証端末(3式)、ファイアウォール装置(1式)ほか
都道府県警察	統計データ作成装置(51式[各1式])、 統計データ管理端末装置(51式[各1式])

（注記事項）

- (1) 維持管理に必要な機材は、LANアナライザ、LANチェッカー、パケットモニタ、デジタルポトルメータなどで、契約請負者が準備している。
- (2) 都道府県警察の施設は、警察庁から遠隔で確認等を行う場合もある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

システムが安定稼働するよう予防保全を基調とした期間中のり障時間の短縮及び運用支援を目的とする。

(1) 障害対応窓口

ア 広域交通管制システム：24時間（休日を含む）確実に対応している。

イ マルチディスプレイシステム：平日9-17時に確実に対応している。

ウ 交通情報検証システム：平日9-17時に確実に対応している。

(2) 障害対応の要請に対する保守員の派遣及び対応状況

警察庁の要請により保守員を派遣し、仕様書に定められている要求事項を確実に実施している。

(3) ネットワークの重大障害

平成18年度から平成22年度までの間、都道府県警察とのネットワーク接続が断となる障害は発生していない。

(4) 定期点検

警察庁と実施時期を協議の上、仕様書に定められている要求事項を年1回確実に行い、実施結果を警察庁へ報告している。

(5) 臨時保守

毎月ソフトウェアのバージョンアップ等を行っている。

(6) 警察庁の要請により障害対応した件数

下表のとおり

障害対応件数（広域交通管制システム）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度	6	3	5	4	5	6	4	12	5	7	7	6	70
平成19年度	1	1	3	13	6	4	20	3	11	5	5	5	77
平成20年度	2	6	5	6	5	2	6	15	7	4	9	7	74
平成21年度	1	4	1	1	5	4	7	1	4		2	1	31
平成22年度	3	2	8	1	4	1	2	3			1	3	28

障害対応件数（マルチディスプレイシステム）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度	4			1									5
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度						1							1
平成22年度								1					1

障害対応件数（交通情報検証システム）

（単位：件）

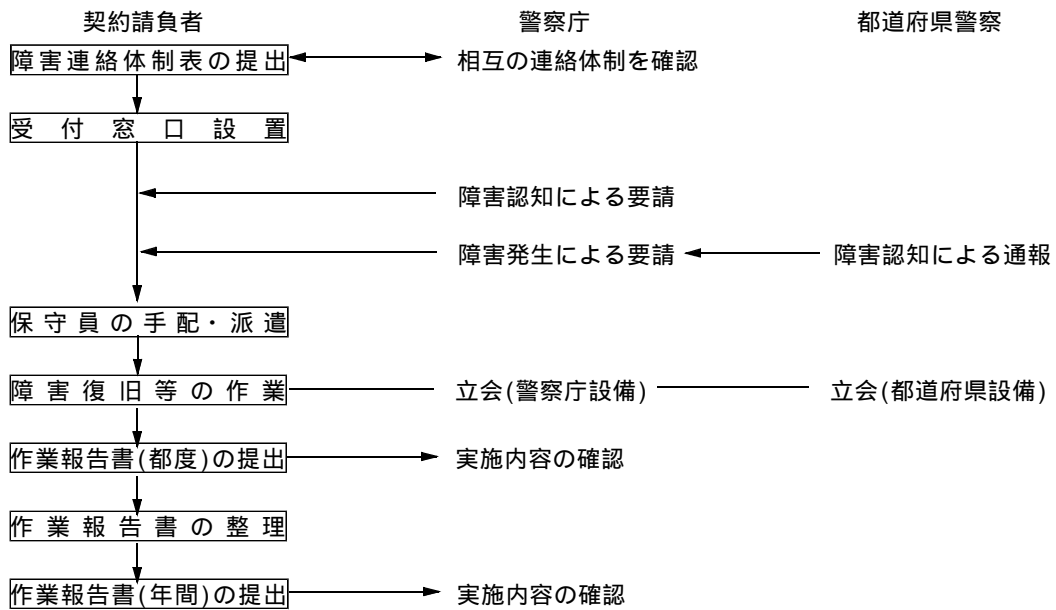
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度				1								1	2
平成19年度						1					1		2
平成20年度									2	1		1	4
平成21年度	1		1	1					1		1		5
平成22年度		1	3										4

（注記事項）

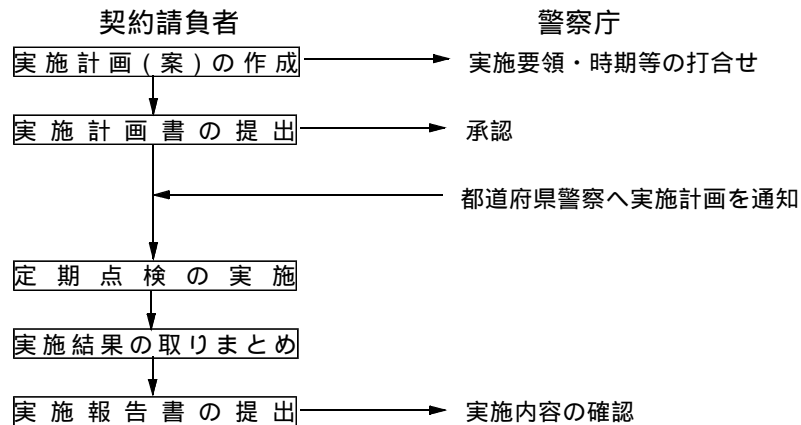
5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図）

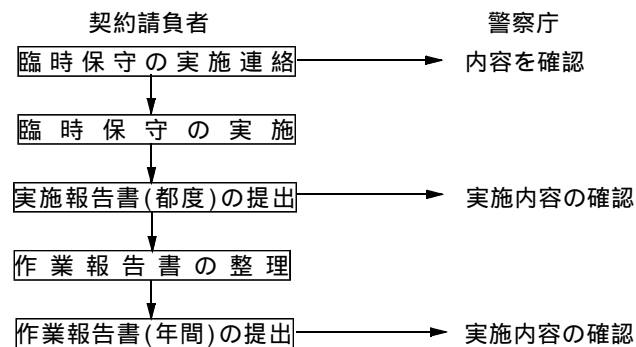
【障害対応】



【定期点検】



【臨時保守】



(警察庁体制図)
別紙のとおり

(維持管理に関する従来の実施方法)

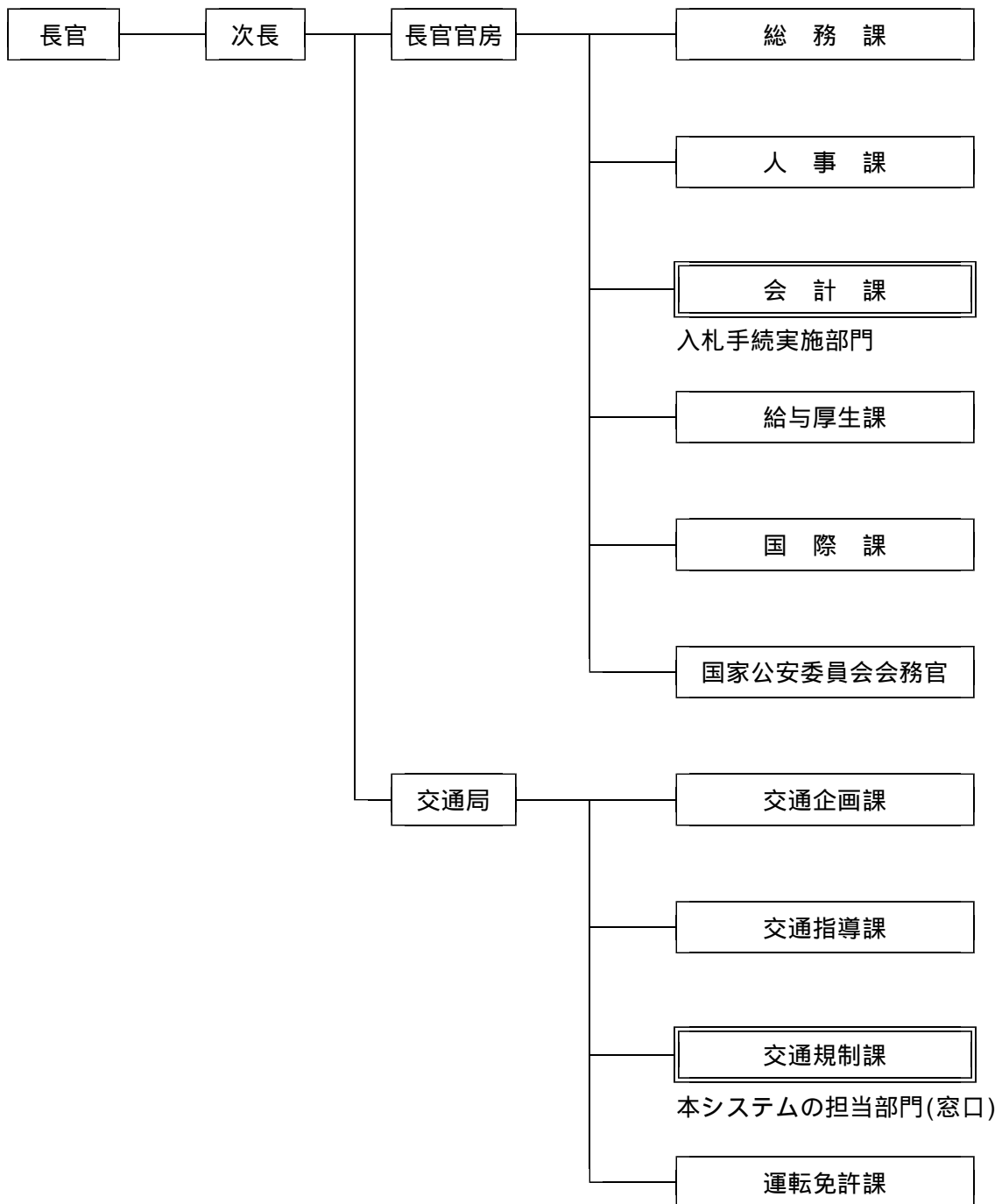
- (1) 毎年度、保守契約を締結し、仕様書に基づく保守を実施する。
- (2) 保守員の派遣は、官庁の執務時間内(重要な機器のみ24時間)に行う。
- (3) 障害対応の要請に対して、迅速に復旧又は調査を行う。
- (4) ソフトウェアのバージョンアップ版のインストール作業等の臨時保守を行い、関連資料の訂正を行う。
- (5) 役務を実施する上で必要となる対象機器の取扱説明書等の資料は、警察庁が貸与する。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- (1) システム機器の製造について、品質管理や検査体制が充実しているか。
- (2) 全国的な障害対応体制を確保しているか。
- (3) 障害対応の要請に対して、保守員を迅速に派遣し、適切に対応ができるか。
- (4) 定期点検及び臨時保守に対する事前説明及び実施報告が迅速・適切に行えるか。
- (5) 保守業務に必要な専門知識を有する者を組み入れているか。
- (6) 情報の管理について、再委託先を含め確実に対応できるか。

(注記事項)

(警察庁体制図)



総合評価基準

【必須項目】システム仕様

【必須項目】システム仕様は、入札公告期間中において警察庁にて閲覧できます。

問い合わせ先 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 警察庁交通局交通規制課交通情報係 電話番号 03-3581-0141(代表) 内線5215、5216

【必須項目】工事仕様

要求仕様		評価基準
1	本業務	
1.1	体制	
1.1.1	契約請負者は工事着手の前に、工事従事者名簿及び施工体制表を警察庁に提出し、承認を得ること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.1.2	工事中は工事場所に現場代理人を置き、作業の工程管理及び安全管理を行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2	設置工事	
1.2.1	工事場所において、設置機器一覧表(別表2)に示す機器をそれぞれ適正な工法により設置すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2.2	機器を設置するに当たり、既設機器を移設する場合は、警察庁担当官(以下「担当官」という。)の指示により行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2.3	大型ディスプレイ及びラックを設置する場合は、取付金具をアンカーボルトで床面に固定するなど強固に固定すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2.4	機器をラックに装着する場合は、保守点検作業を考慮した装着を行うこととし、事前にラック装着図を警察庁に提出し承認を得ること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2.5	交通情報・VICS符号情報収集装置のディスクアレイ部へ警察庁が官給するデータベースのデータを移行すること。 なお、移行の詳細については、警察庁が別途指示する。 移行データの形式はテキストデータ、容量は概ね3Tバイトであり、データはHDDに保存して官給するので、契約請負者は所要のHDDを準備すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2.6	ITVカメラ設定情報の設定を行うこと。 なお、設定の対象となるITVカメラは1947箇所とし、ITVカメラの位置及び名称については、警察庁が別途指示する。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

	1.2.7 1.3.2の総合試験を実施する際は、映像情報収集配信装置、交通情報・VICS符号情報収集装置、ネットワーク監視装置、交通情報データベース提供装置、交通情報端末装置に最新の検索エンジン及びパターンファイルを、ファイアウォール及びファイアウォールに最新のシグネチャを登録すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.2.8 新たに設置した広域交通管制システム（以下「新システム」という。）の各装置にIPアドレスを設定すること。 なお、各装置に設定するIPアドレスは、警察庁が別途指示する。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.2.9 電源ケーブル及び通信ケーブルを布設する場合は、ケーブルの被覆を損傷しないように布設し、ケーブルの両端には、接続機器名を記した線名札を取付けること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.2.10 運用中の広域交通管制システム（以下「現システム」という。）から新システムへの切り替えは、新システムの総合動作試験終了後に行うこと。 なお、切り替え手順については、警察庁が別途指示する。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.3	試験	
	1.3.1 新システムの設置後には、単体動作試験を行うこと。 なお、単体動作試験の結果は取りまとめの上、速やかに警察庁へ報告すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.2 新システムへの切り替え前には、一時的に現システムから新システムへ切り替え総合動作試験を行うこと。 なお、総合動作試験の実施については、警察庁が別途指示する。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.4	撤去工事	
	1.4.1 工事場所において、撤去機器一覧表（別表3）に示す機器及び付帯するケーブル及びラック等を撤去すること。ただし、撤去は新システムへの切り替え完了後に、警察庁の承認を得て行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.4.2 機器等の撤去後、必要な補修を行うこと。	
	1.4.3 電磁的記録物を廃棄する場合は、担当官立会いの下、記録されているデータを確実に消去（この場合のデータ消去とは、NSA方式、NATO方式、DoD方式又はGutmann方式に準じたパターンで上書きすること。）又は電磁的記録物を物理的に破壊すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.5	搬出	
	1.5.1 撤去機器一覧表（別表3）に示す機器を撤去後、当該機器を搬出し処分する施設へ運搬すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.5.2 撤去した機器等は、廃棄物処理法その他関係法令に定めるところにより、適正に処分し、産業廃棄物管理票を警察庁に提出すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.6	検査	

	1.6.1 工事完了後に設置状況及び施工状況について検査を行うものとする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
	1.6.2 検査は、工事場所において、警察庁検査官又は警察庁が指定する検査官（以下「検査官」という。）が立会いの上行う。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
	1.6.3 検査に必要な機器は、契約請負者が準備すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
	1.6.4 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査官の指示に従うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
1.7	提出書類 契約請負者は、下表に示す提出書類をそれぞれ定められた提出期限までに提出すること。ただし、各提出書類の様式は、警察庁と別途協議の上決定するものとする。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事従事者名簿（ ）</td> <td>契約後、着工前までに提出</td> </tr> <tr> <td>施工体制表（安全計画含む。）（ ）</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>実施工程表（ ）</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>工事承認図（ ）</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>週間作業予定</td> <td>前週の最終作業日</td> </tr> <tr> <td>作業報告（日報）</td> <td>翌日（翌日が週休日又は休日の場合はその翌日）</td> </tr> <tr> <td>完成図書</td> <td>工事完了後、検査までに提出</td> </tr> <tr> <td>工事写真</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>操作マニュアル</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>保守マニュアル</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物管理票</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出期限	工事従事者名簿（ ）	契約後、着工前までに提出	施工体制表（安全計画含む。）（ ）	同上	実施工程表（ ）	同上	工事承認図（ ）	同上	週間作業予定	前週の最終作業日	作業報告（日報）	翌日（翌日が週休日又は休日の場合はその翌日）	完成図書	工事完了後、検査までに提出	工事写真	同上	操作マニュアル	同上	保守マニュアル	同上	産業廃棄物管理票	同上	
提出書類	提出期限																									
工事従事者名簿（ ）	契約後、着工前までに提出																									
施工体制表（安全計画含む。）（ ）	同上																									
実施工程表（ ）	同上																									
工事承認図（ ）	同上																									
週間作業予定	前週の最終作業日																									
作業報告（日報）	翌日（翌日が週休日又は休日の場合はその翌日）																									
完成図書	工事完了後、検査までに提出																									
工事写真	同上																									
操作マニュアル	同上																									
保守マニュアル	同上																									
産業廃棄物管理票	同上																									
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。																								

警察庁の承認が必要なもの。

2 留意事項

2.1	工事にに関する事項	
	2.1.1 運用中の既設機器の動作に影響を与えないように十分注意すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.2 機器の搬入、設置、撤去及び搬出を行う場合は、既存の施設、機器が汚損しないよう適切な養生を行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.3 本業務において、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに担当官に報告し契約請負者が修復すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.4 本業務は、担当官と十分打合せを行い、安全に配慮し実施すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.5 本業務において、作業員又は第三者に損害を与えた場合は、契約請負者が	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

	補償すること。	
	2.1.6 本業務は、原則として警察庁及び都道府県警察の執務時間内とする。ただし、やむを得ず執務時間外に業務を行う場合は、事前に警察庁の承認を得て実施すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.7 本仕様書に規定されていない事項及び解釈に疑義のある事項については、警察庁の指示を受けること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.8 工事承認図において、警察庁が既に承認した事項に変更が生じた場合は、警察庁の承認を得て工事承認図の変更訂正を行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.1.9 本業務を実施するときは、耐震対策を施すこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
2.2	情報管理に関する事項	
	2.2.1 本業務により知り得た情報を、警察庁の許可無く第三者に提供しないこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.2.2 本業務により工事場所において出力又は複写した資料（外部記録媒体に記録されたデータを含む。以下同じ。）は、原則、庁舎外に持ち出さないこと。ただし、本業務を実施するために庁舎外に持ち出す必要が生じた場合は、資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び所在地を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得ること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.2.3 2.2.2で警察庁の許可を受けて庁舎外に持ち出した資料及び本業務を実施するために作成した資料（以下「業務資料」という。）は、管理責任者を定め、施錠設備のある国内の書庫で厳重に保管することとし、使用状況を記録した簿冊を備えつけること。 なお、保管場所及び簿冊の書式については、警察庁の承認を得ること。また、当該簿冊は、担当官の求めに応じて提示すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	2.2.4 業務資料が不要になった場合は、担当官の指示により返納又は消却（外部記録媒体に記録されたデータの消去は、1.4.3に準ずること。）の措置を適切に実施すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

【必須項目】維持管理仕様

要求仕様		評価基準
1	本業務	
1.1	期間 本業務の実施期間は、更新整備完了後から平成33年2月28日までとすること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.2	目的	

	本業務は、予防保全を基調とした期間中のり障時間の短縮及び運用支援による利便性・操作性の向上を目的とする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.3	障害等への対応	
	1.3.1 24時間体制（休日を含む。）の障害受付窓口を設置すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.2 警察庁から障害発生に伴う技術者の派遣要請があった場合には、警察庁の執務時間内（平日9:30～18:15）に、当該機器設置場所へ担当者を派遣し、障害の復旧作業に当たらせること。 なお、あらかじめ警察庁に担当者の氏名、生年月日等を記載した従事者名簿を提出し、承認を得ること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.3 障害は、速やかに復旧させるよう努めることとし、復旧に必要な交換用部品を準備しておくこと。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.4 ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルを配布する企業からウイルス対策上重要な検索エンジン及びパターンファイルが配布された場合又は警察庁が検索エンジン及びパターンファイルの更新を指示した場合は、速やかに所要の措置を行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.5 シグネチャを配布する企業からセキュリティ対策上重要なシグネチャが配布された場合又は警察庁がシグネチャの更新を指示した場合は、速やかにシグネチャの更新を行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.3.6 契約請負者は、前記の1.3.1～1.3.5を実施するため必要な体制を確保すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.4	定期点検等	
	契約請負者は、表 - 1 の定期点検及び更新を実施すること。ただし、詳細な実施事項については、警察庁と別途協議の上決定するものとする。 表 - 1 の定期点検及び更新を実施するにあたり、必要となるDAT、LTO、ウイルス対策ソフトウェアの検索エンジン及びパターンファイルの更新のためのファイル、シグネチャを更新するためのファイル、地図の更新のためのデータ、その他必要なものについては、契約請負者が準備すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	表 - 1 定期点検・更新	
	定期点検項目	実施期間
	ログのバックアップ	月1回（ログの保存期間中）
	検索エンジン、パターンファイル及びシグネチャの更新	
	システムフルバックアップ（注1）	年1回（地図の更新時期に同期）
	地図の更新（注2）	
		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

	外観確認・清掃点検・動作試験		
	電源部、ハードディスク等の部品交換	適宜（システムの安定稼働を保証する期間中）	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	（注1）システムフルバックアップを実施する際は、システムを停止して実施すること。 （注2）地図の更新は、「広域交通管制システム仕様書」4.2.5 交通情報端末装置の機能及び性能の地図欄に示す地図を対象とすること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.5	運用支援		
	1.5.1 更新整備完了後及び平成25年度以降毎年4月には、警察庁の運用者への機器操作教養を行うこと。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	（1）教養実施場所 警察庁（合同庁舎2号館）		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	（2）教養対象人数 概ね15人		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	（3）教養実施時間 概ね2時間		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	1.5.2 機器操作の問合せに対応することとし、必要な場合は、技術者を警察庁へ派遣し対応すること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.6	計画		
	契約請負者は、警察庁と別途協議の上、表-2に示す計画書等をそれぞれ定められた提出期限までの警察庁の執務時間内に提出すること。		
	表-2 計画書等		
	計画書等名	提出期限	
	維持管理業務計画書	平成24年3月30日（変更は随時）	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	従事者名簿（平成__年度）	毎年3月31日までに翌年度分を提出	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	年間計画書（平成__年度）	毎年3月31日までに翌年度分を提出	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.7	報告		
	契約請負者は、表-3に示す報告書をそれぞれ定められた提出期限までの警察庁の執務時間内に提出すること。ただし、各報告書の様式は、警察庁と別途協議の上決定するものとする。		
	表-3 報告書		
	報告書名	提出期限	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	障害連絡体制表	平成24年3月30日（変更は随時）	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	教養実施結果報告書	教養実施後10日以内	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	年間報告書（平成__年度）	毎年4月30日までに前年度分を提出	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	月間報告書（平成__年__月）	毎月10日までに前月分を提出	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	障害報告書（No.____）	障害復旧後速やかに提出	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
	維持管理業務報告書	平成27年3月31日及び平成30年9月28日	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

1.8	その他	
1.8.1	バックアップ媒体、プリンタ用トナー、プリンタ用紙その他消耗品は、契約請負者が準備すること。当該部品の準備は、契約の範囲に含めるものとする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.8.2	ソフトウェアのバグ改修及びリビジョンアップを行うこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.8.3	警察庁からの要請を受け、交通情報端末装置の同一室内の移設作業を行うこと。 なお、作業は警察庁の執務時間内とする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
1.8.4	本仕様書の内容に関する疑義及び本仕様書に記載されていない事項の実施については、警察庁と別途協議するものとする。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
2	留意事項	
2.1	情報管理に関する事項	
2.1.1	本業務により知り得た情報を、警察庁の許可無く第三者に提供しないこと。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
2.1.2	本業務により警察庁及び都道府県警察において出力又は複写した資料（外部記録媒体に記録されたデータを含む。以下同じ。）は、原則、庁舎外に持ち出さないこと。ただし、本業務を実施するために庁舎外に持ち出す必要が生じた場合は、資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び所在地を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得ること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
2.1.3	2.1.2で警察庁の許可を受けて庁舎外に持ち出した資料及び本業務を実施するために作成した資料（以下「業務資料」という。）は、管理責任者を定め、施錠設備のある国内の書庫で厳重に保管することとし、使用状況を記録した簿冊を備え付けすること。 なお、保管場所及び簿冊の書式については、警察庁の承認を得ること。また、当該簿冊は、担当官の求めに応じて提示すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。
2.1.4	業務資料が不要になった場合は、担当官の指示により返納又は消却（外部記録媒体に記録されたデータの消去は、NSA方式、NATO方式、DoD方式又はGutmann方式に準じたパターンで上書きすること。）の措置を適切に実施すること。	左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。

必須事項の採点結果			
結果	配点	100点	得点

【加点項目】

加点項目	評価内容	配点	提案物件の諸元等	得点
機能・性能 負荷容量 (24時間稼働する装置について既存の電源設備に与える影響及びランニングコストを抑える省電力性能)	<p>複数の応札者がある場合に、次の装置の最大消費電力に整備数量をかけた数値の総和が、全入札者の平均値以下であれば加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像情報収集配信装置 ・映像伝送装置 ・交通情報・VICS符号情報収集装置 ・交通情報データベース提供装置 ・レイヤ3スイッチ ・レイヤ3スイッチ ・ネットワーク監視装置 ・ファイアウォール ・ファイアウォール ・スイッチングハブ <p>【提出資料について】 装置ごとの最大消費電力(装置を構成する製品が複数ある場合は、製品ごとの最大消費電力を内訳に記載)及び合計値を1W単位で記載した一覧表を提出すること。</p>	3		
技術能力等 品質管理検査体制 (設計・製造から最終検査・試験までの高度な品質管理体制の確保)	<p>次の各装置の本体部の製造工場がISO9001を取得している場合に加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ディスプレイ ・映像情報収集配信装置 ・映像伝送装置 ・交通情報・VICS符号情報収集装置 ・交通情報データベース提供装置 ・レイヤ3スイッチ ・レイヤ3スイッチ ・ネットワーク監視装置 ・ファイアウォール ・ファイアウォール ・スイッチングハブ <p>【提出資料について】 製造会社の品質システム登録証の写しを提出すること。</p>	1		
信頼性及びアフターサービス 保守体制 (システムを安定的に稼働するための提案)	<p>次の基準により加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する予防保全について極めて効果的な提案である場合：2点 ・障害発生時のり障時間短縮につながる極めて効果的な提案である場合：2点 <p>【提出資料について】 実施内容を具体的に記載した資料を提出すること。</p>	4		
保守体制 (専門知識を有する者を維持管理業務の実施体制に組み入れ)	<p>ITサービスマネージャ(旧テクニカルエンジニア システム管理)試験に合格している者又はこれと同等の専門知識を有する者を専任で維持管理業務の実施体制に組み入れている場合に加点する。</p> <p>【提出資料について】 当該試験に合格していることを証明する資料又は過去の業務実績等を記載した資料を提出すること。</p>	2		
加点項目の採点結果				
結果	配点	10	得点	

総合評価のための企画書作成上の注意事項

総合評価審査は、各社から提出される企画書及びその根拠資料に基づき実施されます。公平、透明性を担保するために企画書にて全てを判断するため、以下の点に注意の上、間違いの無いよう対応をお願いします。

【必須項目】

- 1 総合評価基準に記載されている事項については、全ての項目について提案（コメント）を記載してください。（記載がない場合は、実現の見通しが無いものとして不合格となります。）
- 2 提案の実現根拠となる「資料」、「カタログ」について全て添付するものとし、その記載場所にマーカ等をつけるようにしてください。（マーカ等がないと記載された資料等の位置づけが不明となり評価に誤解を与える恐れがあります。）
- 3 公となっている資料やカタログが準備できない場合は、応札者の責において証明を行っていただくこととなりますが、一括して証明することは評価上、混乱を招く恐れがあるため、項目ごとに証明してください。（各々、別の書類にする必要はありません。どの項目に対する証明であるかが明らかであれば構いません。）

【加点項目】

加点項目で更なる上位性能及びサービス等の提供をしようとする場合は、概要等を記載し、どのように優れているのか具体的に記載してください。

その他

総合評価期間中に問い合わせを行う場合もありますので、連絡の取れるようにしておいてください。（内容の修正、追加については認めないこととなっておりますが、用語の意味等について照会を行うことがあります。）

平成25年 月 日

広域交通管制システムの運用容易性等に関するアンケート

このアンケートは、平成24年度に更新整備した広域交通管制システムについて、民間委託業者の設計等に係る業務の質を検証するため、運用者を対象に交通情報端末装置の運用容易性等について満足度を調査するものです。

次の各質問に対して、該当するものを選んでください。

- | | | | | | |
|---|-----------------------------------|----|------|-------|-----|
| 1 | 道路地図を表示する操作性 | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 2 | 道路地図に交通情報（渋滞、旅行時間、事象規制）を表示する操作性 | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 3 | 道路地図に表示される交通情報（渋滞、旅行時間、事象規制）の見やすさ | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 4 | ITVカメラ映像を表示するための当該ITVカメラ検索の操作性 | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 5 | 履歴データ及び統計データを照会する操作性 | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 6 | 履歴データ及び統計データの照会に対する回答表示の見やすさ | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |
| 7 | 取扱説明書の内容、分かり易さなどの充実度 | 満足 | やや満足 | やや不満足 | 不満足 |